

# インクルーシブの窓



富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

「障害者の権利に関する条約」を読みましょう！



2006年の国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束です。日本は翌年に署名し、障害者制度の改革に力を注ぎ、2014年に批准をしました。

その第二十四条(教育)の冒頭の文を紹介します。

States Parties recognize the right of persons with disabilities to education. With a view to realizing this right without discrimination and on the basis of equal opportunity. States Parties shall ensure an inclusive education system at all levels and lifelong learning directed to: (後略)

外務省訳では、次のようになっています。

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。(後略)

お気づきのように、ここに「inclusive education system (包容する教育制度)」という表現が使われています。

第二十四条では、ほかに、

- ・障害者が一般的な教育制度から排除されないようにすること
- ・教育において、それぞれの障害者が必要とする合理的配慮を提供すること、などが定められ、「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する内容となっています。

この権利条約をふまえて、2012年(平成24年)7月に、文部科学省において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」という報告がまとめられたのです。内容については、このインクルーシブ教育だよりでも取り上げていきます。

インクルーシブには、「包容する、包み込む」という意味があります。インクルーシブな学校、学級を目指して、日々の教育実践を進めていきましょう。

